



防ごう 障害者虐待

障害のある人を守るためにできること

障害のある人が同意なく財産や賃金を使われる、暴力を受ける、介護や世話をしてもらえないなど、さまざまな虐待を受けていることが近年問題になっています。また、虐待を受けていても自分から助けを求められずにいる人もいます。その

ような状況に対し、障害のある人を守り、安心して地域で生活できるように、平成24年10月1日「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

障害者虐待の具体例

①身体的虐待

身体に外傷や痛みを与えること、または正当な理由もなく身体を拘束すること。

②性的虐待

わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為を強要すること。

③心理的虐待

暴言、無視、または精神的苦痛を与えること。

④放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の回りの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない。

⑤経済的虐待

財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待を発見したら 通報を

虐待を発見した人は、速やかに市町村に通報することが義務として定められています。

通報することで通報者が不利益になるようなことはありません。虐待している人、虐待されている人の「自覚」は問いません。虐待されていても、自分の障害特性により虐待と認識していない人や、悩んでいても自分から助けを求められずにいる人もいます。

安中市障害者虐待防止センター

市は、障害者虐待を発見したときの相談窓口として、「安中市障害者虐待防止センター」を設置しています。通報や相談、その他虐待に関する問い合わせは障害者虐待防止センターまでご相談ください。

また、虐待をしている人が「指導・しつけ・教育」として不適切な行為をしていることもあります。「あざや傷がある」、「怒鳴り声が聞こえる」、「衣服が汚れている、異臭がする」など、普段と違う様子は虐待の兆候を示すサインです。少しでも「おかしい」、「もしかして」と感じたら通報や相談をしてください。

問 安中市障害者虐待防止センター(困福祉課内)

☎ 382-1111(内線1154)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)